

# 住民税 年金からの引き落とし (特別徴収)

## 新たに対象となる方は10月支給分から開始

公的年金等を受給している方で、年金から住民税の引き落とし(特別徴収)となる方は、次の方法で引き落としを行います。

【対象となる方】平成25年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成26年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません  
○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方  
○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料

【対象となる税額】公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額と均等割額)  
【徴収方法】平成26年度の公的年金支払い時に、日本年金機構等が特別徴収義務者として特別徴収し、各市区町村に納入します。  
【昨年度から引き続き対象の方】4月・6月・8月に支給された年金から平成26年2月に徴収された税額と同額を引き落とし(仮徴収)。また、平成26年度の公的年金等に係る年税額から4月・6月・8月に徴収され

た額を差し引いた残額を3回に分割し、10月・12月・平成27年2月の年金から特別徴収します(本徴収)。  
【今年度新たに対象となる方】納めていただくべき公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額を6月・8月に納付書や口座振替によりご自身で納めていただき(普通徴収)、残額を10月・12月・平成27年2月の年金から引き落とします(特別徴収)。

### 納税通知書6月9日(月)発送

平成26年度住民税(特別区民税・都民税)の税額決定の通知書は6月9日(月)に発送します。納期は6月30日(月)(第一期)、9月1日(月)(第二期)、10月31日(金)(第三期)、平成

27年2月2日(月)(第四期)です。  
課税課 ☎(3647)80011  
2・8004

### 公的年金からの住民税の徴収方法

徴収月	6月・8月	10月・12月・平成27年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方法	納付書や口座振替による(普通徴収)	年金からの引き落とし(特別徴収)

  

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・平成27年2月
徴収額	各月、今年2月と同額(仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3(本徴収)
方法	年金からの引き落とし(特別徴収)	

## 介護保険料が決定

## 65歳以上の方に通知書を送付

### 6/11(水)送 発

平成26年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額に基づき決定します。6月11日(水)に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。詳細は、同封する介護保険だよりをご覧ください。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。未納の保険料がある方はご相談を

### 特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

【特別徴収】老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

### 特別徴収

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※特別徴収対象者は、ご本人の希望による納付方法の変更はできません。

【普通徴収】特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。前分として6月10日分の納付書をお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。未納の保険料がある方はご相談を

## 平成26年度各種税証明 6月9日(月)から発行

平成26年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明は、6月9日(月)から区役所区民課総合窓口(2階4番)、各出張所取り扱います。証明書自動交付機では、現年度(平成26年度)の非課税・課税証明のみ取り扱います。税証明の交付申請をされる方は、本人を確認できる身分証明書などを所持してください。なお、交付申請を代理の方が行う場合は、依頼人自筆の委任状(押印のこと)と代理人の身分を証明するものが必ず必要です。ご注意ください。

また、都営住宅居住者の収入報告のための提出資料として、課税証明書の代わりに、税額決定通知書(本書に限る)をご利用になれます。  
課税課課税係 ☎(3647)8004

### 委任状の記載例

委任する方がすべてご記入ください

委任状

江東区長 殿 平成 年 月 日

委任者 住 所 \_\_\_\_\_

証明する年度の 1月1日の住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

屋間の連絡先 \_\_\_\_\_

私は、下記の者を代理人として、委任事項欄の権限を委任します。

委任事項：平成 年度 住民税課税・非課税証明 \_\_\_\_\_ 通

平成 年度 住民税 納税証明 \_\_\_\_\_ 通

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 M・T・S・H 年 月 日 男・女

で支える制度です。保険料を納めないでいると、滞納期間に達して、介護サービスを利用する際に利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がとられる場合があります。納付が困難な場合は、納世帯を直接訪問する場合があります。徴収嘱託員は江東区の発行する身分証明書を必ず携帯しています。

病気療養中等で外出が困難な方には、ご自宅まで徴収に伺いますので、介護保険課までご連絡ください。  
介護保険課資格係 ☎(3647)9493

## 区政取組線



江東区長 山崎孝明

### 地域の連携で災害に備えます。

#### 学校避難所運営協力本部連絡会

先月5日、こどもの日の早朝に起こった地震には驚きました。首都直下地震の発生が言われている中、ついに来たかと気を引き締めましたが、都内では千代田区の震度5弱が最大震度で、本区では震度4を記録したものの大きな被害もなく、ほっと胸をなで下ろしました。

東日本大震災から3年が経ち、皆さんのなかにはあの記憶が徐々に薄れてきてはいませんか。いざという時の安全確保は、まずは自分自身で身を守る「自

助」。次に近隣の助け合い「共助」が大切です。この共助の力を一層高めるため、区では昨年度より、学校の避難所を中心とした、災害時の地域連携の仕組みづくりに取り組んでいます。地域の関係団体や学校の職員、区の職員等が集まって「学校避難所運営協力本部連絡会」を学校ごとに立ち上げました。この場で災害が発生した場合の役割分担など、より具体的な動きの確認をしています。自然災害は避けられませんが、事前の対策

を講じ、被害を軽減する事は可能です。地域の力を合わせて発災時の被害を最小に抑え、人々をまちを守るのです。皆さんのご理解と協力をお願いします。さて、6年後のオリンピック・パラリンピック開催にあたり、本区内には17の競技場が配置される予定です。そこで現在、本大会後も見据えたまちづくりや「おもてなし」などを検討しています。そして、今後私はぜひとも、区民の皆さんの生の声を直接お伺いする機会を設けたいと考えています。詳細が決まれば改めてお知らせしますのでどうぞご期待ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール